新旧対照表（千葉市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

|  |  |
| --- | --- |
| 改正前 | 改正後 |
| 千葉市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 | 千葉市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 |
| 　　　第１章・第２章（略）　　　第３章　設備及び運営に関する基準第３条～第８条（略）　（記録の整備）第９条（略）２　軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。（１）・（２）（略）（３）第１７条第４項**に規定する**身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録（４）第３１条第２項**に規定する**苦情の内容等の記録（５）第３３条第３項**に規定する**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録第１０条（略）（職員配置の基準）第１１条（略）２・３（略）４　第１項第１号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合は、**同一敷地内にある**他の事業所、施設等の職務に従事することができる。５～13（略）　（入所申込者等に対する説明等）第１２条（略）２（略）３　軽費老人ホームは、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、第１項の規定による文書の交付に代えて、第６項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該軽費老人ホームは、当該文書を交付したものとみなす。（１）（略）（２）**磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物**をもって調製するファイルに第１項の重要事項を記録したものを交付する方法４～７（略）第１３条～第２６条（略）（協力医療機関等）第２７条（略）（新設）（新設）（新設）（新設）（新設）**２**（略）（掲示）第２８条　軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を掲示しなければならない。２　軽費老人ホームは、**前項に規定する事項**を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、**同項**の規定による掲示に代えることができる。（新設）第２９条～第３３条の２（略）　　　第４章　雑則（電磁的記録等）第３４条　軽費老人ホーム及びその職員は、作成**、交付**、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録**（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）**により行うことができる。２（略）第３５条（略）附　則第１条～第５条（略）（軽費老人ホームA型の職員配置の基準）第６条（略）２～４（略）５　第１項第１号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームA型の管理上支障がない場合は、**同一敷地内にある**他の事業所、施設等の職務に従事することができる。６～１１（略）以下（略） | 　　　第１章・第２章（略）　　　第３章　設備及び運営に関する基準第３条～第８条（略）　（記録の整備）第９条（略）２　軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。（１）・（２）（略）（３）第１７条第４項**の規定による**身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録（４）第３１条第２項**の規定による**苦情の内容等の記録（５）第３３条第３項**の規定による**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録第１０条（略）（職員配置の基準）第１１条（略）２・３（略）４　第１項第１号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合は、　　　　　　　　他の事業所、施設等の職務に従事することができる。５～13（略）（入所申込者等に対する説明等）第１２条（略）２（略）３　軽費老人ホームは、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、第１項の規定による文書の交付に代えて、第６項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該軽費老人ホームは、当該文書を交付したものとみなす。（１）（略）（２）**電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第３４条第１項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）**をもって調製するファイルに第１項の重要事項を記録したものを交付する方法４～７（略）第１３条～第２６条（略）（協力医療機関等）第２７条（略）**２　軽費老人ホームは、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。****（１）入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。****（２）当該軽費老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。****３　軽費老人ホームは、１年に１回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。****４　軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条第１７項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。****５　軽費老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。****６　軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。****７**（略）（掲示）第２８条　軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項**（以下この条において単に「重要事項」という。）**を掲示しなければならない。２　軽費老人ホームは、**重要事項**を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、**前項**の規定による掲示に代えることができる。**３　軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。**第２９条～第３３条の２（略）　　　第４章　雑則（電磁的記録等）第３４条　軽費老人ホーム及びその職員は、作成　　　、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　により行うことができる。２（略）第３５条（略）附　則第１条～第５条（略）（軽費老人ホームA型の職員配置の基準）第６条（略）２～４（略）５　第１項第１号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームA型の管理上支障がない場合は、　　　　　　　　他の事業所、施設等の職務に従事することができる。６～１１（略）以下（略） |

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。